

No.1 ○豊明市議会定例会3月定例会議会会議録(第7号)

平成25年3月22日

1. 出席議員

1番	川上 裕	議員	2番	毛受 明宏	議員
3番	近藤 千鶴	議員	4番	近藤 善人	議員
5番	近藤 恵子	議員	6番	藤江 真理子	議員
7番	近藤 郁子	議員	8番	三浦 桂司	議員
9番	一色 美智子	議員	10番	杉浦 光男	議員
11番	早川 直彦	議員	12番	山盛 左千江	議員
13番	平野 龍司	議員	14番	平野 敬祐	議員
15番	村山 金敏	議員	16番	伊藤 清	議員
17番	月岡 修一	議員	18番	堀田 勝司	議員
19番	前山 美恵子	議員	20番	安井 明	議員

2. 欠席議員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	成田 宏 君	議事課長	松林 淳 君
議事課長補佐	石川 晃二 君	議事担当係長	馬場 秀樹 君
兼庶務担当係長			

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長	石川 英明 君	副市長	小浮 正典 君
教育長	市野 光信 君	参事兼 市民生活部長兼 健康福祉部長	神谷 巳代志 君
行政経営部長	伏屋 一幸 君	経済建設部長	横山 孝三 君
消防長	成田 泰彦 君	教育部長	津田 潔 君
秘書政策課長	鈴木 美智雄 君	財政課長	吉井 徹也 君
総務防災課長	相羽 喜次 君	高齢者福祉課長	原田 一也 君
医療健康課長	加藤 賢司 君	都市計画課長	野村 芳明 君
環境課長	土屋 正典 君	会計管理者 兼出納室長	深谷 義己 君

代表監査委員 古橋洋一君 監査委員事務局長 前田 鑛 君

5. 議事日程

(1) 議案上程・提案説明・質疑・委員会付託

議案第 39 号 平成 25 年度豊明市一般会計予算について

(2) 諸報告

(3) 委員長報告・同質疑・討論・採決

議案第 39 号 平成 25 年度豊明市一般会計予算について

議案第 2 号 平成 25 年度豊明市国民健康保険特別会計予算について

議案第 3 号 平成 25 年度豊明市下水道事業特別会計予算について

議案第 4 号 平成 25 年度豊明市土地取得特別会計予算について

議案第 5 号 平成 25 年度豊明市墓園事業特別会計予算について

議案第 6 号 平成 25 年度豊明市農村集落家庭排水施設特別会計予算について

議案第 7 号 平成 25 年度豊明市有料駐車場事業特別会計予算について

議案第 8 号 平成 25 年度豊明市介護保険特別会計予算について

議案第 9 号 平成 25 年度豊明市後期高齢者医療特別会計予算について

(4) 委員長報告・同質疑・討論・採決

議案第 12 号 市道の路線認定について

議案第 13 号 豊明市総合計画条例の制定について

議案第 14 号 豊明市スポーツ推進計画審議会設置条例の制定について

議案第 15 号 豊明市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

議案第 16 号 豊明市情報公開条例の一部改正について

議案第 17 号 災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対する災害派遣手当に関する条例の一部改正について

議案第 18 号 豊明市行政改革推進委員会設置条例の一部改正について

議案第 19 号 豊明市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

議案第 20 号 豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

議案第 21 号 豊明市税条例の一部改正について

議案第 22 号 豊明市手数料徴収条例の一部改正について

議案第 23 号 豊明市立視聴覚ライブラリー条例の一部改正について

議案第 24 号 豊明市福祉体育館条例の一部改正について

議案第 25 号 豊明市体育施設条例の一部改正について

議案第 26 号 豊明市心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正について

議案第 27 号 豊明市障害者自立支援法施行条例の一部改正について
議案第 28 号 豊明市道路占用料条例の一部改正について
議案第 29 号 豊明市前後駅前広場管理条例の一部改正について
議案第 30 号 豊明市公共用物の管理に関する条例の一部改正について
議案第 31 号 豊明市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
議案第 32 号 平成 24 年度豊明市一般会計補正予算(第5号)について
議案第 33 号 平成 24 年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)につい

て

議案第 34 号 平成 24 年度豊明市下水道事業特別会計補正予算(第4号)について
議案第 35 号 平成 24 年度豊明市土地取得特別会計補正予算(第1号)について
議案第 36 号 平成 24 年度豊明市農村集落家庭排水施設特別会計補正予算(第2

号)について

議案第 37 号 平成 24 年度豊明市有料駐車場事業特別会計補正予算(第1号)につ
いて

議案第 38 号 平成 24 年度豊明市介護保険特別会計補正予算(第3号)について

6. 本日の会議に付した案件

(1) 議案上程・提案説明・質疑・委員会付託

議案第 39 号

(2) 諸報告

(3) 委員長報告・同質疑・討論・採決

議案第 39 号及び議案第2号から議案第9号まで

(4) 委員長報告・同質疑・討論・採決

議案第 12 号から議案第 38 号まで

(5) 議員提出議案第7号 豊明市議会政務活動費の交付に関する条例の特例を定める
条例の制定について

(6) 決議案第4号 市長の職権乱用問題及び農地法違反等に関する調査経費に関する
決議

午前10時開議

No.2 ○議長(安井 明議員)

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員 20 名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の
会議を開きます。

本日の議事運営につきましては、あらかじめ議会運営委員会でご協議をいただいております。

ますので、その結果を委員長より報告願います。

毛受明宏議会運営委員長。

No.3 ○議会運営委員長(毛受明宏議員)

皆さんおはようございます。

議長よりご指名がありましたので、議会運営委員会の審査結果についてご報告を申し上げます。

本日、午前9時半より委員会を開催し、本日の議事について協議をいたしました。

その結果、お手元に配付されておりますとおり、市長より議案第 39 号の追加提案がありましたので、本日の議事日程に組み入れることとし、当局の提案説明の後、質疑を行い、予算特別委員会に付託することといたしました。

なお、予算特別委員会については、本日、本会議の休憩中に開催することといたしました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

No.4 ○議長(安井 明議員)

ご苦労さまでした。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表に従い会議を進めます。

日程1、議案上程・提案説明・質疑・委員会付託に入ります。

議案第 39 号を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

伏屋行政経営部長。

No.5 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

それでは、説明させていただきます。

議案第1号 平成 25 年度豊明市一般会計予算書の取り下げをお認めをいただきましたので、改めまして議案第 39 号 平成 25 年度豊明市一般会計予算書を提出させていただきます。

再提案項目は、今から申し上げます3点でございます。

1点目につきましては、市民討議会の経費でございます。

市民参加のもとで、市の将来にわたる課題を協議する場として予定しておりました。

しかしながら、このたびの審議の中で、市が主催することの妥当性への疑問や、協議内容等を精査する必要性が指摘をされました。

また、総合計画を策定していく上での市民参加の方法の1つとして実施できないかとい

う、そういうご提案もいただいております。

こうしたことを踏まえ、市民討議会の単独での開催は見送ることとさせていただきます。

2点目は、地域担当職員制度についてでございます。

これにつきましては今回、特段の予算措置はしておりませんでしたが、同制度を実施することに伴い、どの程度の経費がかかるのかを明示する必要性が、審議の中で指摘をされました。

また、職員の勤務形態や業務内容などについても精査の必要性が生じてまいりましたため、4月からの実施は見送り、改めて次回以降の定例月議会において、ご審議をいただくことにさせていただきますことにいたしました。

3点目につきましては、保育園の運営費負担金の軽減の件でございます。

このことにつきましては、保育料の軽減とあわせ、保育園の環境整備、パート保育士の待遇改善など、関連する課題とともに検討する必要性の指摘がございましたので、今後1年間かけ検討することとし、このたびの軽減を見送ることといたしました。

予算額の説明にまいります

再提案であります、説明がわかりやすいように、撤回した1号議案との比較をもって行わせていただきますので、よろしくお願いいたします。

歳入歳出の予算の総額の変更はございません。

歳出につきましては、市民討議会関連経費を1号議案から削除しております。

順次、説明をいたします。

まず、96、97 ページをお開きいただきたいと思います。

企画事務事業の説明欄、報償品費等の19万円が全額削除となっております。

次に、消耗品費22万3,000円は5万円減額の17万3,000円に。

食糧費2万5,000円が1万3,000円減額の1万2,000円に。

印刷製本費は121万3,000円から10万5,000円減額の110万8,000円に。

通信運搬費74万4,000円が16万8,000円減額となり57万6,000円を計上いたしました。

市民討議会関連経費総額52万6,000円を減額をいたしましたものでございます。

96ページの8目 企画費は、企画事務事業1事業でありますので、1,012万3,000円から、先ほどの52万6,000円を減額した959万7,000円を計上し、前年度比較43万6,000円の減となりました。

次に、244ページ、245ページをお開きください。

市民討議会分の減額の計数上の整理のため、最下段、14款1項1目 予備費3,000万円を、3,052万6,000円の計上といたしました。

歳入の説明をいたしますので、34、35ページをお願いいたします。

11 款の分担金及び負担金、1 項 1 目 3 節 保育園費負担金 2 億 5,880 万 4,000 円は、1,500 万円増額の 2 億 7,388 万 4,000 円とし、説明欄、保育園運営費負担金 2 億 5,888 万 3,000 円は、1,500 万円増額の 2 億 7,388 万 3,000 円といたしました。

この増額分 1,500 万円につきましては、保育園運営費負担金 5.46% 軽減分の撤回の相当額でございます。

その計数上の整理のためでございますが、66、67 ページをお開きいただきたいと思いません。

中段の 17 款 繰入金、1 項 1 目 財政調整基金繰入金の 3 億 6,000 万円から、1,500 万円減額の 3 億 4,500 万円の計上といたしました。

なお、ただいまご説明いたしました計上数値の修正に伴いまして、変更が生じております。

その内容につきましては、お手元に配付いたしました、平成 25 年度豊明市一般会計予算書比較表のとおり予算書が整理されておりますので、よろしく願いいたします。

以上で説明を終わります。

No.6 ○議長(安井 明議員)

以上で提案理由の説明を終わり、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

早川直彦議員。

No.7 ○11 番(早川直彦議員)

議案第 39 号 平成 25 年度豊明市一般会計予算についてお伺いします。

地域担当職員を取りやめたことについてお聞きします。

この地域担当職員を取りやめたその一番の理由ですね、例えば、先ほど言われましたが、その予算の措置が甘かったとか、職員の勤務形態を十分できなかったとか、職員が例えばどのようなことを…。

No.8 ○議長(安井 明議員)

早川議員に申し上げます。

その件につきましては、議案第 39 号の中には入っておりませんので、違う質疑をしてください。

No.9 ○11 番(早川直彦議員)

取り下げの理由ですので。

No.10 ○議長(安井 明議員)

取り下げは、前回の 18 日の日に取り下げております。

(内容を言わなかったじゃないですか、あのときにはの声あり)

No.11 ○議長(安井 明議員)

山盛議員、ちょっと静かにしてください。

No.12 ○11番(早川直彦議員)

提案説明に対する質問ですので、これは取りやめた理由を聞いても、…。

(発言する者あり)

No.13 ○議長(安井 明議員)

取り下げ自体は、18 日の日に承認をされておりますので。

No.14 ○11番(早川直彦議員)

じゃ、何も説明しなくてもよかったということじゃないですか、その件については。

(発言する者あり)

No.15 ○議長(安井 明議員)

議案第 39 号にはその予算は入っておりませんので、違う質疑をしてください。

(発言する者あり)

No.16 ○11番(早川直彦議員)

それでは、結構です。

No.17 ○議長(安井 明議員)

ほかにございませんか。

藤江真理子議員。

No.18 ○6番(藤江真理子議員)

予算書の 35 ページ、保育園運営費負担金の 1,500 万円増額のこととちょっとお聞きします。

先ほどのご説明で、5.46%軽減分のこの撤回分と説明されました。

いろんな保育園の環境整備、パート、臨時職員の待遇の改善などを、1年間かけて検討

すると先ほどおっしゃいました。

この1,500万円増えた分、その改善のほうに、見たところあらわれてはないんですけども、1年間検討して、そういった保育の環境整備、パート職の改善というふうにきちっとこ、26年度に行うということによろしいでしょうか。

No.19 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

神谷参事。

No.20 ○参事(神谷巳代志君)

保育料の軽減に対しまして、25年度1年間かけて各環境、保育園の環境整備をしていくというふうにもいろいろ考えておられて、具体的に既に検討に取りかかっていますが、受け入れ定員の枠の増だとか、あと委員会の中でもご指摘がございました保育士の待遇改善、それから施設整備、それから保育支援、いろいろな観点から検討を加えていく予定をいたしておりますが、その関係の予算です。

当然、必要であれば、25年度の補正などもお願いをする場面もあるかというふうを考えております。

終わります。

No.21 ○議長(安井 明議員)

ほかにございませんか。

山盛左千江議員。

No.22 ○12番(山盛左千江議員)

今の1,500万円の負担増の関係ですけども、財政上、この1,500万円は入が増えたわけですけども、どのように捉えていらっしゃるのか、お願いいたします。

今回の取り下げ、新しい提案ですけども、その財政運営上についての説明を求めたいと思います。

No.23 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.24 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

先ほどご説明いたしましたように、このたび、緊急ということで取り下げさせていただきま

した。

それで、さっきご説明したように、財政調整基金の繰入額を3億 6,000 万から 1,500 万円減額して、要は貯金を取り崩す額を少なくさせていただいたということでございます。

以上です。

No.25 ○議長(安井 明議員)

ほかにございませんか。

山盛左千江議員。

No.26 ○12番(山盛左千江議員)

そうすると、市民の負担軽減をやめて、市の貯金の増額というか、維持というか、そちらに振りかえたということによろしいですか。

No.27 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

伏屋行政経営部長。

No.28 ○行政経営部長(伏屋一幸君)

はい、今回はそのようにさせていただきました。

以上です。

No.29 ○議長(安井 明議員)

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

No.30 ○議長(安井 明議員)

これにて、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第 39 号については、豊明市議会会議規則第 37 条の規定により、予算特別委員会に付託いたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.31 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 39 号は予算特別委員会に付託することに決しました。

この際、お諮りいたします。ただいま予算特別委員会に付託いたしました議案第 39 号については、豊明市議会会議規則第 44 条第 1 項の規定により、本日、3 月 22 日までを審査期限といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.32 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま予算特別委員会に付託いたしました議案第 39 号については、本日、3 月 22 日までを審査期限といたします。

さらに、お諮りいたします。議事の都合により、本日の会議時間を延長いたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.33 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を延長することに決しました。

ここで、予算特別委員会を開催するため、暫時休憩といたします。

午前10時15分休憩

午後6時再開

No.34 ○議長(安井 明議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

日程2、諸報告に入ります。

建設消防委員会に付託しておりました陳情第1号について、お手元に配付をいたしましたとおり、委員会から報告書が提出されておりますので、その結果について委員長より報告を願います。

杉浦光男建設消防委員長、登壇にて報告を願います。

No.35 ○建設消防委員長(杉浦光男議員)

議長よりご指名がありましたので、建設消防委員会に付託されました陳情の審査内容と結果についてご報告いたします。

去る平成 25 年3月 15 日午前 10 時より開催されました委員会において、付託議案の審査終了後に、全委員と市長以下関係職員出席のもと、付託された陳情を審査いたしました。

陳情第1号 前後三ツ谷・螺貝地区の住環境を守る会についての陳情を議題といたしました。

直ちに質疑に入りました。

質疑に対して、わかる範囲での当局の主な答弁は、事業者の説明会開催は11月25日と12月9日と承知しています。

日照の関係は、ちょこっとでも影がかかると思われるところは、隣のマンションを除き、10世帯前後です。

市長へこの要望書が出されているが、この会への回答はまだ出していません。

提出された書類で審査しています。

最終的には、許可確認になりますので、法を乗り越えて対処できない。

事前協議書に添付されていた意見を少し見てみると、絶対反対だという人は少なかったように思います等々です。

質疑を終結し、討論に入りました。

議会としては、14階を10階に下げろというふうに業者に言うことはできないが、趣旨は十分理解させていただいて、工事も始まっているので、地元のために監視していかななくてはならないと思っている。趣旨採択とする。

法的な部分からいうと、採択は難しい。趣旨採択としたい。

人口を増やす、にぎわいを取り戻すという課題も持っている。趣旨採択としての立場をとるとの討論がありました。

討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、採択に賛成者なく、全会一致で趣旨採択すべきものと決しました。

以上で建設消防委員会に付託されました陳情の審査経過と結果の報告を終わります。

No.36 ○議長(安井 明議員)

ご苦労さまでした。

ただいま、報告されました陳情第1号について採決に入ります。

陳情第1号に係る委員長の報告は趣旨採択であります。

陳情第1号は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.37 ○議長(安井 明議員)

賛成多数であります。よって、陳情第1号は委員長報告のとおり趣旨採択と決しました。

以上で諸報告を終わります。

日程3、委員長報告・同質疑・討論・採決に入ります。

議案第39号及び議案第2号から議案第9号までの9議案を一括議題といたします。

予算特別委員会に付託しておりました議案について、お手元に配付をいたしましたとおり、委員会から報告書が提出されておりますので、その結果について委員長より報告を願

います。

月岡修一予算特別委員長、登壇にて報告を願います。

No.38 ○予算特別委員長(月岡修一議員)

議長よりご指名がありましたので、予算特別委員会の報告をいたします。

本予算特別委員会は、去る3月6日及び本日付で付託されました、平成 25 年度一般会計及び各特別会計の当初予算について、3月8日、11 日及び本日の3日間にわたり、全委員及び市長以下副市長、参事、各部長、課長、主幹、課長補佐出席のもと委員会を開催し、議案第 39 号と議案第2号から議案第9号までの9議案を、全て原案のとおり可決すべきものと決しましたので、ご報告いたします。

以下、議案に従って審査経過を申し上げますが、議員全員で予算特別委員会を設置し慎重に審査されており、審査状況等については既にご承知のことと存じますので、極めて簡潔にご報告することといたしますので、あらかじめご承知おき願います。

初めに、議案第1号 平成 25 年度豊明市一般会計についてを議題といたしました。

3月8日と11 日の2日間にわたり質疑を行いました。3款の途中までの審査にとどまりました。

その後、3月18日の本会議において、市長から議案第1号 平成 25 年度豊明市一般会計予算の撤回の件が提出され、撤回を承認することになり、新たに本日、議案第 39 号 平成 25 年度豊明市一般会計予算についてが提出され、本委員会に付託されました。

議案第 39 号の追加付託を受けて、本日委員会を開催し、議案第 39 号、議案第4号、議案第2号、議案第9号、議案第8号、議案第3号、議案第6号、議案第7号、議案第5号の順により、議案ごとに説明の後、質疑に入りましたが、本日開催された委員会のため、会議録の調製が間に合っておりません。

ここでの発言は、私の記憶の限りの内容になりかねません。

また、冒頭で申し上げましたとおり、議員全員で予算特別委員会を設置し、慎重に審査されておりますので、質疑及び答弁については割愛させていただきます。

平成 25 年度予算について質疑を終結し討論に入り、各委員より賛成、反対の討論がありました。本日改めて本会議場で詳しく討論されると思いますので、報告は省略させていただきます。

なお、採決につきましては議案ごとに行い、議案第 39 号、議案第2号、議案第8号、議案第9号は、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決し、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で予算特別委員会に付託されました案件についての審査内容と結果についての報告を終わります。

No.39 ○議長(安井 明議員)

ご苦労さまでした。

以上で委員長報告を終わります。

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.40 ○議長(安井 明議員)

以上で委員長報告に対する質疑を終結し、討論・採決に入ります。

議案第 39 号及び議案第2号から議案第9号までについては、平成 25 年度当初予算でありますので、一括して討論を行い、採決については各議案ごとに行いますので、よろしくお願いをいたします。

討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

初めに、近藤善人議員。

No.41 ○4番(近藤善人議員)

それでは、議案第 39 号、議案第2号から議案第9号まで、一般会計、特別会計予算について、賛成の討論をいたします。

経験したことのない大災害が広範囲で起こりました。この震災からの復興は、単に震災の前に戻すのではなく、エネルギー政策や私たちのライフスタイルそのものを見直し、新しい価値観に基づいた社会づくりという視点を持つべきと考えます。

コンビニエンスストアが昼夜こうこうと輝いている必要があるのでしょうか。

外国から多くの食料を輸入しているのに、その3分の1の量に当たる分を廃棄しているのでしょうか。

2011 年、日本の食料自給率は 40%。フランスは 122%、ドイツの 84%と比べると、フランスの3分の1、ドイツの半分です。穀物に限っていえば 28%ほどしかありません。

TPPへの参加も前向きなようです。

TPP交渉参加は、日本の農業や漁業も大きな影響を受けます。

輸入関税を撤廃することで、低価格の外国産の農林水産物の輸入が増え、国内の生産者が立ち行かなくなり、国産の農林水産物の生産量が激減すると考えられます。

さきに述べたように、カロリーベースで計算すると、現在でも日本の食料自給率は 40%、TPPに参加するとそれが 13%に低下すると、農林水産省は試算しています。

つまり、国産の食べ物が減少し、私たちが必要とする量の 87%を外国に頼ることになるのです。

TPP参加で海外に食料を依存するようになるのは危険です。食料を自国で生産すること

は、安定した国づくりとしてとても大切です。

無用なものを付加価値としていた経済成長から、これから環境、介護、医療など世界的な課題について、率先して解決していく経済を目指すべきです。

震災前の日本に戻すのではなく、日本が新しい価値観を世界に発信していくべきです。

恐らく、日本ではもう原発の新設はできないでしょう。

これからのエネルギー政策をどう考えるか、本市においても、新エネルギー対策として専門の組織の設置が決まりました。環境負荷の低いエネルギーへの転換の推進を早急に進めなければなりません。

予算の内容としては、2年目となる事業仕分けの業務委託料が低く抑えられました。金をかければいいというものでもないでしょうが、果たして成果が出るのでしょうか。

構想日本での仕分けは、費用が高いと実現しませんでした。その結果かどうかは別にしまして、削減効果はほとんどありませんでした。構想日本に依頼していたらどんな結果になっていたのか、私は非常に興味があるところです。

構想日本に依頼した滋賀県高島市では、予算総額の1割弱に当たる約20億円の歳出削減に結びつけました。

もう一度事業仕分けの見直し、仕分け業者、仕分け対象事業の選定方法などを研究していただき、実のある仕分けになるよう要望します。

次に、教育費について。

政府の方針が脱原発から原発再稼働、「コンクリートから人へ」から「人からコンクリートへ」と変わってしまったようです。

日本は、GDPに対する公的支出教育費の割合がOECD27カ国中最低です。

資源のない日本で、何が一番大切であるか、それは人を育てることではないでしょうか。国は、もっと教育に予算をつけるべきです。

ここで国の話をしてもしょうがありませんが、自治体予算の編成権は市長にしかなく、石川市長が教育環境日本一を目指すのであれば、歳出に占める教育費の構成比率を上げていただきたい。ちなみに、平成21年は16.2%、22年は14.8%、23年は14.5%、24年は11.5%、25年については13.6%となっていますが、徐々に下がっています。

教育にはお金がかかるのです。いや、かけなくてはならないのです。

今、子どもたちを取り巻く環境は大きく変わり、問題が山積しています。そんな問題の解決には、お金がかかります。

校舎の老朽化。新築はまず無理としても、長寿命化はしなくてはなりません。

そして重要なのは、ソフト面。いじめ、不登校の問題でのQ-Uアンケートの実施は、評価するところでもあります。

今、社会問題化している発達障がいの問題も深刻です。

文科省の調査研究会の調べでも、LD(学習障がい児)は20人に1人、ADHD(注意欠

陥多動性障がい児)は40人に1人いると言われています。

軽度の発達障がいであるLDやADHD、アスペルガー症候群の子どもたちが、ここ数年でかなり増加し、今後も増え続けることが予想されているので、特別支援教育の充実も喫緊の課題です。

こうした問題をどうしたら解決できるかを、教育関係者はもちろん、行政もしっかり対応していかなければなりません。

次に、震災の復興支援について。

大きな被害をもたらした震災から、2年が過ぎました。

瓦れきはかなり片づいたものの、現地の様子はほとんど変わっていません。いまだ30万人以上の人たちが不自由な避難所生活を余儀なくされています。復興の遅さが残念でなりません。

安倍首相は、東北の復興なくして日本の発展はあり得ないと言っていました。政府は本当に本気で取り組んでいるのでしょうか、疑問です。

新聞報道での被災者の声からも、復興対策に不満が出ています。

被災自治体への応援職員が2名も自殺しています。

知らない地、知り合いもない、慣れない仕事と三重苦、本市の派遣職員のメンタルケアが心配されます。職員の疲労は限界に来ているそうです。

被災自治体は、もっとたくさんの応援職員の派遣を望んでいます。

石川市長は、継続的な支援をお約束されました。1名の職員の派遣にとどまらず、複数の職員の派遣が望まれますが、難しいでしょうか。

被災者は、この震災の風化を一番心配しています。職員の派遣にとどまらず、ぜひ、さらなる何らかの継続的な支援を要望いたします。

最後に、行財政改革は単に経費の削減に終始してはならないと思います。

行革の究極の目標は、その達成感を喜びに感じなければ成就しません。

職員も市民も一体となって取り組み、その成果が次のまちづくりに生かせる結果を生み出したとき、新たな活力が生み出されます。

かつてない厳しい財政収支の中ではありますが、的確な行財政運営に一層努められ、どこよりも豊かで明るく、安全・安心な、住んでよかったと実感できる笑顔あふれるふるさとづくりを、豊明市挙げて取り組まれることを切望し、私の賛成討論といたします。

No.42 ○議長(安井 明議員)

続いて、一色美智子議員。

No.43 ○9番(一色美智子議員)

議案第39号 平成25年度豊明市一般会計予算及び議案第2号から議案第9号までの

各特別会計予算について、公明党市議団を代表いたしまして、賛成の立場で討論をいたします。

東日本大震災から2年が過ぎましたが、現在もなお多くの人々が厳しい生活を送られております。

心からお見舞い申し上げるとともに、一日も早く復旧されますよう願うものであります。

我が国の経済情勢は、政権交代後の経済対策、東日本大震災復興を軸にした平成24年度大型補正予算及び平成25年度予算、いわゆる15カ月予算の期待感から、景気の回復基調を思わせる円安、株価高騰など、アベノミクス効果があらわれ、明るい兆しが見え始めております。

しかしながら、少子高齢化に代表されます社会保障関係経費は上昇し続け、財源としての消費税問題、長期債務問題など山積しております。

そうした社会背景の中、我が公明党市議団は平成24年11月、当初予算編成に当たり、市民福祉の充実を第一義として、魅力あるまちづくり、災害に強いまちづくり、防災、減災のまちづくりなど、市民一人ひとりの命を守り、大切にできるための予算要望をいたしました。

平成25年度一般会計予算の財政規模は178億3,200万円であり、平成24年度の予算額に比べて4億円の増額となっております。

会計別に見てみますと、国民健康保険、介護保険の両特別会計の予算額の伸びは、少子高齢化社会の医療や介護福祉の大きな流れによるものであると考えます。

また、下水道事業にあつては、埋設管の老朽化に対応する更生事業の予算の増額が要求されております。

下水道事業だけではなく、公共施設老朽化の整備の詳細な設計が待たなしに望まれております。

一般会計の歳入を分析すれば、その根幹である市税は、前年に比べ約2億3,000万円の増となっておりますが、働き盛りの人口流出の影響もあり、個人市民税が5,800万円減額していることは、税金のことだけにとどまらず、地域社会形成の上で豊明市にとって重要な問題だと思えます。

このような状況の中、市民ニーズの多様化と少子高齢化社会の医療や介護福祉、在宅医療、認知症対策、子育て支援、公共施設の耐震化に対して取り組むことが必要なことであります。

そのことを踏まえまして、歳出予算について順次意見を述べてまいります。

初めに、防災対策についてであります。市役所庁舎及び福祉体育館の耐震工事、並びに非構造部材の耐震化対策に対して予算を計上したことは、当然ではありますが、厳しい財政状況から見ると、一定の評価をいたします。

次に、社会福祉関係について見てみますと、夏季の良好な保育環境を実現するため、沓掛保育園を始め4園のエアコン設置工事を行うことに対して、評価をいたします。

障がい者福祉として、障がい者相談支援センター、フィットを基幹相談支援センターと位置づけ、さらなる機能強化の体制を図られたことに期待するものであります。

また、定期接種となりますヒブ予防ワクチン、小児用肺炎球菌予防ワクチン、子宮頸がん予防ワクチンについても、国の助成が廃止されますが、無料での実施を継続することに対して、評価いたします。

医療費、介護給付費の高騰等によって、特別会計への繰出金の増額はやむを得ないところではありますが、医療費の適正化、健診の充実、介護予防事業などに加え、健康教育等にも十分努めていただきたいと思います。

厚生労働省に職員を派遣するという事をお聞きしております。霞が関の本丸にてお仕事をされるわけでありませう。

このことは、本市の福祉政策への意気込みといひませうか、市民に対するメッセージと理解しております。その動向に注視したいと思ひませう。

次に、教育関係について見てみますと、大きな社会問題となっているいじめについて、小学校3年生から中学校3年までを対象にアンケート調査を実施して、いじめや不登校等の未然防止を行う回答を得ました。

大きな調査と思ひませうので、その分析結果による現状報告も、よろしくお願ひいたします。

総合的に、今年度予算編成において、厳しい財政状況のもと、私どもの要望について熱心にご回答もちょうだいし、一定の評価をいたしてあります。

ただし、この一般会計予算書は、一度撤回された後の再提案のものであることを、十分反省していただきたいと思います。

予算とは、政策を実行するについてのエッセンスであります。最も重要なものであることは、十分認識されていることと思ひませう。

予算特別委員会での審議の中で、その提案事項の中で提案するには余りにも拙速で、当局の内部でのすり合わせ不足、内容的にもしっかりとした制度設計がなされていないことが露呈していたものが見受けられました。

議会に対する市の姿勢や対応の問題が指摘されていたことは、今後の課題として十分に取組まれるよう要望をいたします。

私どもも、市民の安心・安全を守るため、適切かつ斬新な政策提言をしていくよう、今後も努力してまいりたいと存じます。

以上のことを踏まえまして、賛成討論といたします。

本議会を最後に、3月末に退職をされます神谷参事、成田局長を始め市職員の皆様におかれましては、長年にわたり豊明市行政の職責を全うし、手腕を発揮され、豊明市の発展にご尽力をいただきましたことに、心より感謝と敬意を申し上げます。

今後は、一市民としてだけではなく、豊明市のために今までどおり最大の理解者としてご尽力をいただきますよう、どうか健康に留意をされますようお願いを申し上げます。

以上で討論を終わります。

No.44 ○議長(安井 明議員)

続いて、前山美恵子議員。

No.45 ○19番(前山美恵子議員)

議案第39号 一般会計、そして第2号 国民健康保険特別会計、第8号 介護保険特別会計、第9号 後期高齢者医療特別会計の予算に反対し、他の会計予算には賛成いたします。

まず、一般会計について討論を申し上げます。

国は、2013年度の地方財源に当たる一般財源の総額を、前年度比0.2%増の59兆7,500億円とし、ほぼ12年度と同水準といたしました。

このため毎年、社会保障の自然増分が必要とされるので、同水準では、当然どこかで歳出の抑制が求められることとなります。ここが問題であります。

そこで、地方交付税が前年度比4,000億円減の17兆円ありますが、この中で、とりわけ大きな問題として、地方公務員給与の8,500億円減額であります。

これは、国家公務員と同様に給与を7.8%削減することを前提に減額をされており、その減額分が防災事業費や緊急防災・減災事業、地方元気づくり事業などに充てるということですが、本市においてその額が補償されているのかは、疑わしいものです。

また、地方自治体が自主的に決めるべき地方公務員給与の水準を、国が強制して削減してきたことは、到底許されるものではありませんし、これが地域経済の冷え込みにもつながり、ますますのデフレを招くこととなります。

また、本来地方交付税とするものを、国の権限で他の公共事業に回すよう誘導することも、重大であると申し上げておきます。

このため、地方の固有財源である地方交付税を、国の政策誘導の手段としてきたことを、ここに強く批判をしておきます。

さて、このような中で本市の財政状況を見ていきますと、財政調整基金が2012年度末で15億円以上ためられておりますが、財調基金は使う当てがない基金であり、これから必要となる施設の老朽化や長寿命化対策などの目的別の基金を創設し、後は住民要求のための財源として有効に使うべきと申し上げておきます。

さて、歳出の問題点を申し上げます。

まず、職員の削減であります。

昨年でも削減され、議会が行った職場アンケートでも明らかになりましたが、「仕事が十分にできない」、「余裕がなくなった」、「サービスが後退した」などの声が出されているにもかかわらず、さらに削減であります。

また、消防署では指揮車が昨年購入をされましたが、最低9人は増員が必要にもかかわらず、職員は増えていません。

保育でも、臨時職員がクラス担任をする事態になっている状態。

出先機関では、週6日開館にもかかわらず、職員の不足で週休が思ったようにとれていない状態。

それからまた保健センターでは、県からの権限移譲で業務が増えているのに、職員は増えていない。

こういう状態が来年度も続くわけです。

巨大地震が来るかもしれないと危惧されている中、こんなに職員を減らしてもよいのでしょうか、警告をしておきます。

2点目に、今回、新しく任期付職員の採用が始まりました。市民の権利擁護のために働く職員を、3年から5年という不安定な身分で採用することに、理解できません。

3点目には、事業仕分けが昨年に続き今年も行われることとなりました。

対象となる事業は、市民に必要ながあって創設をされた事業であります。

この事業を、他の自治体の職員や議員の指導によって仕分けられること、利用している市民の声が届かないこと、事業の概要が短時間の説明だけで仕分けられること等々、問題があり、反対であります。

4点目に、これも昨年も指摘しました。広報の市長だよりは、市長個人の考え方や政策が掲載されており、公費での使用は控えるべきであります。

5点目に、高齢者住宅改修、いわゆる介護保険の上乗せ部分ですが、ついに対象とされるのが非課税者のみとなりました。

最初は、課税・非課税関係なく10万円の上乗せだったのが、課税者を5万円に引き下げ、ついには対象外とするもので、施策の後退を招きました。

6点目に、障害者総合支援法が成立をして、本格的な運用が始まります。

この中で、かつての自立支援法の弊害である応益負担の仕組みが残されたままでは、重度の障がい者ほど負担が重くなる仕組みが解消をされていません。

7点目には、昨年の8月に子ども・子育て関連法が成立をし、環境整備のために子ども・子育て支援事業計画策定業務が計上されました。

2015年本格施行とされており、保育の必要度の認定基準を定めることとなりましたが、短時間保育児と長時間保育児が混在して集団保育が成り立たなくなるなど問題が多く、新システムは導入すべきではありません。

8点目に教育関係では、国は、小中学校全学年の35人学級を目指していましたが、これを見送ってしまいました。

その一方で、学力テストは本年は悉皆で行われることになりました。

以前の悉皆テストの場合、全国でテスト対策に躍起になる学校や教育委員会があり、追

い詰められる子どもや教職員の姿があり、全国で問題になり、今では抽出で行っていました。

教育の目的は、人格の完成であり、学力テストの点数を上げることではありません。

教育環境整備を抑える一方で、教育に競争や序列化をもたらす学力テストには、反対であります。

9点目に、指定管理者の導入もいよいよ始まります。

この討論は、後の議案で述べますが、市の施設を民間に管理委託をすべきではありません。

10点目には、農業関係で、農業共済組合が県単位に2014年に統廃合されることになりました。

害虫などの発生に伴い、認定の遅れなどが心配されることなど、危惧されるところであり、反対であります。

最後に、厳しい財政運営をしながら、今回の予算で、障がい者の基幹相談支援センター設置、発達支援巡回相談専門員制度、太陽光システムの拡充、耐震シェルター創設、3ワクチン無料接種事業や、第3子保育料無料制度維持等々に取り組みされたことには、評価をしたいと思います。

また今回、新たに新エネルギー推進計画策定の予算化がされました。これは、地域経済活性化策として有効であり、中小企業の仕事と雇用の拡大が担保されるよう求めておきます。

もう一つは、市民ファンドなどの活用による市民参加の観点も、計画に加えていかれることを求めるものであります。

次に、昨年に続きまして今回も、火葬料の滞納されている市民の存在があります。

貧困化の問題をもっと真剣に考えていかないといけないのではないのでしょうか。

以上申し上げましたが、一般会計は、国政や県政のことも考えなければなりません。そのために総合的に判断をするならば、反対であります。

2号 国民健康保険特別会計について、反対の討論をいたします。

17年間の国保税引き上げを抑えられたことには、評価をする次第であります。

しかし、高過ぎる国保税のために、払いたくても払えない状況があり、滞納整理機構からの取り立てに苦しみ、保険証の未交付問題や短期保険証の問題、これが解消されているわけではありません。

この責任は、まず国が45%あった国庫負担金を38.5%に引き下げ、さらに2006年には、給付費の国庫負担が40%であったものを34%に引き下げ、そして今度はついに32%に引き下げ、後は調整交付金に回して固定分を削減してしまいました。この分は、市が肩がわりをする形をとることになっています。

また国は、共同安定化事業を全ての医療費に拡大する方向にかじを切りました。

まだ愛知県は来年度は導入する予定はないようですが、全ての医療費に拡大をすると、

国保財政が事実上、県単位のプール制になることに近づくこととなります。

結果として、国保税の引き上げなどにつながるようになってまいりますので、反対であります。

8号 介護保険特別会計について、反対の討論をします。

介護保険は、今年度より第5期事業計画に入りました。

その2年目となり、今年の介護報酬改定の影響で、利用者、家族の生活に支障や困難が生じているようであります。

とりわけ生活援助サービスの時間短縮によるものが大きいと思われ、その対策を考えるべきと考えます。

また、基本的な問題として、保険料や利用料などの減免制度も考えるべきと申し上げて、保険あってサービスなしでは困る制度であるということを上申しておきます。

最後に、後期高齢者医療特別会計について、反対の討論です。

これも、前年度に保険料が引き上げられました。限度額も55万円に引き上げられ、高齢者が医療を受ければ受けるほど保険料が引き上がる仕組みで、滞納者も今は増えていると言われております。

高齢者いじめの制度には、容認できない次第であり、これも反対といたします。

以上です。

No.46 ○議長(安井 明議員)

続いて、近藤恵子議員。

No.47 ○5番(近藤恵子議員)

それでは、議案第39号及び2号から9号に関しまして、賛成の立場で討論いたします。

今回、初めての予算委員会、そしてまた全員での予算委員会ということで、初めての経験であり、まだ討論も終わってからということで、十分にまとめられていませんけれども、意見を述べさせていただきます。

まず、収入の面におきまして、税金を納める人口が500人減ったということで、その収入が減ったということは、これは、それまでのこの豊明市の施策において、何か少し問題があったのではないかという感想を持っています。

今回、第5次総合計画の策定がありますけれども、今後のまちづくりに関しましては、もっと長期的な施策の観点を持って進めていっていただきたいと思いました。

そして、特に扶助費のことについて感想を述べますと、今回、障害者自立支援法というところで、かなり障がい者の、今までも意見が出てきていますけれども、フィットの充実とか、そのほか細かい、総額でいくとかなりの額が障がい者の支援、そしてまた、子どもの支援に費用が充てられているというところは、大変にいいことだと思っております。

それから、そのほかに関しましていきますと、エネルギーの太陽光発電の助成、シェルターなどの補助金の新設及び補助金の額が増えたということも、大変評価しております。

それから、保育料につきましては、第3子の保育に関しまして、県が費用を削ったにもかかわらず、その分を市費でやるということに関しましては、前にあった陳情においても賛成しましたとおり、やはり続けていくべき施策だと思っておりますので、それを市費でやっていただけるということは、ありがたく思っております。

しかしながら今回、最初、予算の公表過程から出されておりました保育料の減額というところ、それに関しましては私は、階層による差が減るということに関して評価をしておりましたので、それが見送られたということは大変残念に思っております。

保育士の充実はもちろん必要なことでありますし、それはまた別の問題として、今までに考えていなくてはいけなかったことであって、今回、その保育料の軽減、階層の格差が広いまま残ったということは、本当に残念に思っています。

それから、農業の関係でいきますと、人・農地プランがあるということで、その分の新しい政策があったということは評価しております。

産業の面に関していきますと、やはりちょっとイベント的なものの補助が多くて、長期的なこのまちをどうするかといった施策によるものが少ないというところが、やはりまだ弱いところかなと思っていますので、今後、そういったものに対しても考えていっていただきたいなと思っています。

そして、そのほかのことでいきますと、予算が、まあこの次の討論になると思いますけれども、補正予算でかなり前倒しがあったということで、その分においては、全体的には少し余裕が出たのかなという感想を持っています。

あと、都市計画のほうにおいて、あいち森と緑づくり事業、これがかなりの額を今回計上されていますので、二村山の自然の保全など、私も子どもを連れてよく行ったりしております。

以前の工事では、ちょっと重機が通るような大きな道ができたりして、かえって二村山の自然を破壊したようなところもありますので、そういったところのないように、このまちのみんなの憩いの場所とうまくなるような事業を進めていっていただきたいと思っています。

また、それと関連して、壁面緑化などにも助成があるということですが、このまち全体が緑のあるまちになればいいなと、これは主に県の費用ということでもありますけれども、うまく進めていっていただけるといいかなと思っています。

後は、先ほどもほかの議員からもありましたけれども、今回、県とか国がかなり予算を削る中で、かなりの部分が市費でそのまま継続されている。そのことについては多分、財政の方も苦労されたと思いますけれども、うまくまとめられていいなと思っています。

今回は、一時的にせよ、基金が上がり、借入金が減っていますけれども、この庁舎の耐震化をすること、また中央小学校の増設、それから新校舎をつくること、そしてそのほかの耐震において、今後、起債がかなり増えていく、そのことはやはり大変心配しておりますの

で、そういったことも今後の事業の政策の中で十分留意されて、長期的な計画、後の世代に負担の残らないような十分なうまい財政計画を立てていていただきたいなと思っております。

以上の点から、25年度の一般会計予算を評価し、私の賛成の討論といたしたいと思えます。

No.48 ○議長(安井 明議員)

続いて、山盛左千江議員。

No.49 ○12番(山盛左千江議員)

それでは、平成25年度一般会計予算並びに8つの特別会計について、全て賛成の立場で討論いたします。

財政運営の面から申し上げますと、市の借金である市債の残高は年々減り、平成24年度末は218億9,000万円で、前年度比5億2,000万円減少ということになりました。

また、平成25年度予算でいえば、下水を含めると約8億円強の減少が見られます。

市の預金であります財政調整基金は、これまで減少しておりましたけれども、平成22年度から積み増しに転じ、24年度末には15億4,600万円が見込まれています。

予算については、そのようにうまく経営がされているというふうに思っております。

景気の回復基調により、市税の上昇が見込まれ、自主財源率は前年度比2.8%アップ、これに行政の努力とあわせ、財政の全体としての好転が見てとれます。

性質別に見ますと、義務的経費、医療や生活保護などですけれども、そういった扶助費が1億100万円増加、人件費は5,100万円減少、公債費、いわゆる借金の返済に充てる分が3,700万円減少し、義務的経費の中でいいますと2,100万円の増、合計額としては98億3,200万円と増加傾向にあるものの、自主財源が前年度比3億円強増加したこともあり、厳しいながらもやりくりができていているというふうに言えると思えます。

投資的経費について見てまいりますと2億4,000万円の増、その他の経費も1億3,400万円増と、25年度の一般会計予算総額は前年度比約4億円増の178億3,200万円となりました。

この4億円の増加のうち、60%が投資的経費に充てられています。一時的とはいえ、経済対策の一助になればと期待するところであります。

平成25年度の主な拡大事業、インターネットで公表されているのを見ますと、約80事業並んでおりました。

その内訳を見ると、ハード事業について約30%。避難所となる学校や保育園の耐震などは一応めどはつきましたが、本庁舎の耐震や、老朽化した公共施設の改修が多くを占めていると見られます。

福祉や子育て、教育などソフトに充てられる事業も約30%ありました。若い世代や子育て

て世帯の住みやすさ向上が進んでいくと期待するものです。

その他、新事業といたしましては、太陽光発電の補助拡大にあわせ、新エネルギー推進計画策定など、脱原発、エネルギーの自立に向けて動き出し、本市の独自性の発揮や地域の経済活性化につながればと、思いを寄せるところであります。

本市の特徴といえば、情報公開の徹底的な市民への公表であり、また市民参加の積極的な取り組みだと理解しております。

昨年度より予算の編成過程が公開され、今年度は、内容も格段に充実し、開かれた市政が図られました。

事業仕分けも2年目となり、その成果が望まれるところです。

市長マニフェスト関連でいきますと、28の事業が予算化され、特に教育環境日本一につながる事業は、目を見張るものがあります。

大規模校や特別支援学級への補助教員等の増強、いじめ・不登校対策、外国籍の子どもたちへの日本語教育、放課後子ども教室の拡大、さらには学校給食の資質向上のための公費負担拡大と、教育環境の整備が進められてまいります。

厳しい財政運営にありながら、新規、また拡大事業に大きく取り組まれたことは、評価いたします。

しかし、予算委員会の中でもいろいろ述べてまいりましたが、問題点がなかったわけではありません。

人の配置について、正規職員を臨時職員やまた再任用と置きかえていく、そういった試みが進められているところもあれば、逆に、全体として人数が増えているところもありました。

全体のバランスを見、職員から不満が生まれぬよう、また職員の事業への取り組み努力がしっかり報われるような慎重な人員配置を、今後とも求めていきたいところであります。

それからもう一つ、補正減が24年度中に行われた部分が、25年度当初予算に反映されていない点もありました。

その点についても、今後十分に執行に当たっては注意していただきたいと思いました。

それから、前年踏襲のなごりと申しましょうか、予算編成の甘さと申しましょうか、体育館の清掃委託についても、また文化会館の舞台関係の業務委託についても、その点、甘さを感じられました。

一つひとつの予算を精査し、仕様をきちっと見きわめた上で、予算計上をしていただきたいと希望しておきます。

そういったいろいろ課題はありますが、今後、予算の消化主義とならないよう、内容を精査し、実施について努力していただくよう要望しておきます。

ところが、ほかの議員も何人か触れられましたが、予算審査が第3款の途中、予算全体でいくと4分の1も済まないうちに、一般会計の差しかえをするという、一般会計予算書を

差しかえるという、前代未聞の事態が起きました。

その中身については、保育料の値下げ1,500万円をなくしたこと、市民討議会52万6,000円を削減したこと、地域担当職員については、予算化はされておりましたが、4月1日からの実施を見送るといった説明がありました。

保育料の値下げにつきましては、値下げしても県下のちょうど真ん中ぐらいということで、多くの方たちが、去年からこういった広報がされておりましたので期待していらっやったかと思うと、残念でたまりません。

予算委員会の中で質問した中で見えてまいりましたが、待機児対策、今、0歳児、1歳～2歳ぐらいが特に満杯状態だということで、保育環境を整備していく必要がある。臨時職員の確保が難しく、人手不足の心配があるというようなことが言われましたけれども、それが理由で保育料の軽減をやめたということですが、予算の中では、この1,500万円を削減した分が、では保育環境をよくするために投じられているかという、それは全くないわけです。

差し迫って人が足りない、施設が足りないということであるならば、この1,500万円をそちらに振りかえるような予算の組み替えがなされて当然だというふうに思います。

25年度1年間をかけてこの部分について検討していくという答弁がありました。この点については、とても納得できるものではありません。

要するに、保育料の値下げが喫緊の問題ではなく、それ以外のところにあつたのではないかというふうに私の中では結論が出てくるわけです。

地域担当職員については、既に5つの区から希望が出ているというふうに確認いたしました。

この希望された区の皆さんについては、どのように説明をしていかれるのでしょうか、ここもまたがっかりというところだったのではないのでしょうか。

必ずしもやらないというわけではなく、今年度中にもう一度仕切り直して、実施に向けて努力していきたいということではありましたけれども、当初のこの事業の練り方の甘さ、あるいは説明不足、そういったことが招いたことだと思えます。

地域の方たちに対する説明責任、また対応について求めておきます。

市民討議会、これについては、委員会の中で多くの議論はなかったというふうに私は記憶しております。

今回については見送られるようでありますけれども、これも市長の市民参加、市民とともに政策を練り上げるという大きな方向、目玉の1つだというふうに理解しておりますが、これを断念されたことについても、信じられない思いであります。

3月15日、市長、副市長、教育長を始め部長の方々が4階に集まってみえ、そこに議員が3名同席し、何やらお話がされた。その話した内容が、日程調整だという答弁がありました。

これだけの面々が顔を合わせて、日程調整だけだったのか、大変私は信じられない思い

であります。

今回の3月18日のこの予算撤回につきましては、どのようにこれから市民に説明していくのか、予算の事前公表をしている中での、この市民に見えないところでいきなりの撤回でありますので、その点についてよく整理をしておいていただきたいというふうに、これも求めておきます。

3月21日に予算委員会が予定されておりましたので、もしそこで否決、あるいは大幅な修正等が出れば、今後の予算執行に影響が出るだろうということを懸念され、それを避けるために保育料、地域担当職員、市民討議会、全て市長のマニフェスト関連ではありますけれども、これをあえて取り下げた、苦渋の選択をされたのではないかというふうに思っております。

どれも必要な、意味のある事業だというふうに思っておりますので、単なる先送りで、諦めることなくトライをしていただきたいというふうに要望をしておきます。

財政運営、財源不足については、当面については差し迫った影響はないという説明もありました。

しかし、他の議員も触れられましたように、長寿命化、あるいは高齢社会によります医療費や介護費の増加という点も当然あります。

ですから、出ていくお金が増えてくる、入ってくるのは減ってくる、そういった状況の中で、長い視野で長期的な財政計画をつくり、先を見た経営を求めておきます。

もう一つ苦言を申しておきますが、新規、市長マニフェストに限らず、予算や事業の練り方が足りないのか、それとも説明力が足りないのかわかりませんが、予算委員会の中で答弁者のほうがたじろぐというか、そういった場面が多数あったと思います。

新しく課長になられた方、どんどん新陳代謝が進んでまいりますので、そういったことも過渡期というふうには思いますけれども、準備は十分整えた上で議会に臨んでいただかなければ、今回のようなことにもなりかねませんので、その点をしっかり申し上げておきます。

市長の看板でもあります市民への情報提供、それをしっかり徹底した上で、市民の意向、市民が何を望んでいるのか、これから限られた予算の中で取捨選択、優先順位を決めていく中で、しっかりその意見を聞いた上で事業を練り上げ予算を決めていく、そういった根拠をしっかりとつかんだ上で、予算提案、事業を執行していただければ、議会の理解も得られるというふうに思いますので、その点の努力を切に要望いたしまして、私の討論といたします。

No.50 ○議長(安井 明議員)

続いて、伊藤 清議員。

No.51 ○16番(伊藤 清議員)

それでは、平成 25 年度一般会計及び8特別会計につきまして、市政会を代表して、全て賛成の立場で討論いたします。

それぞれ執行に際しましては、ご留意をいただきたい点がございいますので、要望を付しながらの討論となりますので、よろしくお願いをいたします。

まず、2款の総務費にありましては、委員会でも随分と問題になりました。広報の発行に当たっては、十分にご留意をいただきたいと思えます。

本年2月1日発行の本市の広報、これが近隣市町の首長さんを始め議員の皆さん、さまざま問題を起こしまして、大変な議論になったことは、まだ記憶に新しいところがございます。

広報というのは、中立、公正な立場から、市の情報について発信をする、そうした媒体であります。

市長が委員会の中で発言をされました、市長の考えを発信していただくのは結構ですが、それは別の形で、ご自身の後援会だよりなり、そうした形でやっていただくのが筋であると、広報の本来の意味については、十分ご理解をいただいて、大変懸念をしておりますけれども、副市長の力強いお言葉がございましたので、それを信じて、しっかりと編集をしていただくようお願いをいたしておきます。

庁舎の維持管理事業につきましては、大変不信感を持っております。

実施計画の中では、総額2億 5,000 万円とっておったのが、突如、総額 10 億円ということで計上されてまいりました。

25 年度については、そのうちの一部、1億 6,000 万円が計上されておりますけれども、実施計画の信頼性を損なう重大な問題であります。

必要なものはやむを得ないわけでありまして、実施計画との整合性、今後は十分ご留意をいただきたい。

なおかつ、10 億円という費用が出ておりますけれども、少しでも安価にできるように努力を望むものであります。

事業仕分けにつきましては、市長の強い思い入れもありましたので、今回再度認めさせていただくことでもありますけれども、もともと財源をつくると、財源をつくって市民の負担軽減だということでおっしゃって見えましたが、だんだん変質をしてきたという現実がございます。

去年の結果を見ましても、かけた費用に対してその効果、また答申を受けた結果、どの程度反映をされたのか、そうしたことを考えましても、非常に疑義が残るわけでありまして、もう一度やっていただいて、その成果を見きわめたいという思いでございます。

防犯対策事業ということで、地域安全監視員を1名から2名にさせていただくということは、大変ありがたく思っております。

犯罪も多発をしております。この豊明においても同様でございます。市民の安全・安心につながるだろうということで、これは大いに期待をしております。

尾交災事業につきましては、事業仕分けの結果も受けてということでありますけれども、やはり共済事業ということに鑑みて、加入者増に向けて引き続き努力をいただきたいというふうに思っております。

3款 民生費におきましては今回、初めて保育業務委託料ということで、保育士さんを派遣会社に依頼をするということで650万円ほど計上されておりますけれども、あくまでも緊急措置であると、緊急避難的な措置であるということであります。

これが恒常化してしまうようなことでは、大変問題が多いわけであります。小さな子どもさんを預かるわけでありますので、市が責任を持って執行していただきたい。あくまでも暫定措置であるということをお願いをいたしておきます。

名古屋市の動向もございまして、優秀な人材が流出をしております。待遇改善をしていただいて、安心してお子さんを預けていただけるようなご努力を、引き続きお願いをいたします。

給食業務委託料2,700万円につきましては、中部保育園で初めて実施をされた事業だと思えます。

私ども、当時の会派で試食をさせていただきまして、高く評価をしておるところでございます。

園長先生や主任先生の負担軽減につながりまして、園児との交流、かかわりが多く持るということもございます。このことにつきましても、大変期待をしておるところでございます。

8款の土木費におきましては、桜ヶ丘沓掛線、未開通区間がいよいよ着工されるわけであります。

この区間が開通をしますと、豊明の交通の流れが大きく変わるであろうと期待をしております。地元の皆さんも大変期待をしておる事業であります。

私どもの平野龍司議員も大変力を入れて、この事業の推進にご努力をいただいております。早期開通に向けて、引き続き努力をいただくことをお願いをいたしておきます。

9款の消防費におきましては、高齢化に伴う緊急出動への増加ということもございます。懸念をされております災害への備え等もございます。

消防団、また婦人防火クラブの育成、自主防災会の育成ということに、ご努力をいただきたいというふうに思います。

10款の中央小学校の校舎につきましては、本日の委員会でもさまざま議論が出ておりますけれども、やはり子どもたちの教育の機会均等ということに、ぜひご配慮をいただきたいというふうに思います。

全ての子どもたち、全く同じ環境ということにはなり得ないとは思いますが、少なくとも今の中央小学校においては、10年先、20年先の話じゃないんです、2年先、3年先、市内の他の小学校と比べても余裕教室が明らかに少ないという現状が、もう既にはっきりしてお

ります。26、27年度、もう既にそういう状況になります。

そうしたことも鑑みまして、今回の増築に合わせてご配慮をいただき、教育の機会均等、これについて最大限の配慮をいただくよう要望いたしておきます。

特別会計におきましては、まず第2号の国民健康保険、本市にありましては大規模な医療機関がございます。そのおかげで、他市のように、例えば救急車の受け入れ拒否なんということもなく、非常に安心できるわけでございます。

ただしその分、全体として医療費も高い。国民健康保険においても同様でございます。

ほかの保険と比べて低所得者の方が多いというのも、事実ではありますけれども、一般会計からの繰入金の前年度比1,000万円増の4億2,000万円ということがございます。

負担の公平性の観点から、1年間かけてしっかり検討をいただきたいというふうをお願いをいたしておきます。

議案第3号 下水道事業、さらには議案第6号の農村集落家庭排水についても、同様のことが言えるわけであります。

下水道事業につきましては、繰入金の前年比3,000万円増の7億3,000万円ということでございます。

これも市民負担の公平性を鑑みますと、利用していない市民も結果として負担を強いられておるとことでございます。

下水については、市街化区域の住民のみが利用できる設備ということでございます。

ただし、市街化区域の住民のみに課される都市計画税というものがございます。しかしこの金額は約6億円ということでございますので、使用料の見直しについても、この25年度中に市民負担の公平性の観点から必要と考えております。あわせてお願いをいたしておきます。

議案第7号の有料駐車場事業につきましては、本当に担当課のほうで毎年毎年、利用率の向上に向けてさまざまな努力を重ねていただいております。

営利企業ではありませんので、採算を追い求めるということではありませんけれども、多くの市民の方にご利用いただくように、引き続き努力をいただきたいと思います。

議案第8号の介護保険につきましては、歳入歳出ともに前年度比3億5,000万円の増ということになっております。

高齢化の進展に伴いまして、今後も増加をすることが予想されます。

今回におきましても、担当課でさまざまな工夫をしていただいて、予防事業に力を入れていただいておりますけれども、25年度中、さらに拡充をいただいて、予防ということに重点を置いてご努力をいただくことをお願いをして、賛成の討論とさせていただきます。

No.52 ○議長(安井 明議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

初めに、議案第 39 号について採決を行います。

議案第 39 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.53 ○議長(安井 明議員)

賛成多数であります。よって、議案第 39 号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第2号について採決を行います。

議案第2号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.54 ○議長(安井 明議員)

賛成多数であります。よって、議案第2号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第3号について採決を行います。

議案第3号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.55 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第4号について採決を行います。

議案第4号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.56 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第5号について採決を行います。

議案第5号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.57 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、議案第6号について採決を行います。

議案第6号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.58 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、議案第7号について採決を行います。

議案第7号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.59 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、議案第8号について採決を行います。

議案第8号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.60 ○議長(安井 明議員)

賛成多数であります。よって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、議案第9号について採決を行います。

議案第9号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.61 ○議長(安井 明議員)

賛成多数であります。よって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。
以上で日程3を終わります。

ここで、会議の途中でありますが、10分間の休憩といたします。

午後7時11分休憩

午後7時21分再開

No.62 ○議長(安井 明議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

日程4、委員長報告・同質疑・討論・採決に入ります。

議案第 12 号から議案第 38 号までの 27 議案を一括議題といたします。

各常任委員会に付託しておりました議案について、お手元に配付をいたしましたとおり、各委員会から報告書が提出されておりますので、その審査結果について各委員長より報告を願います。

初めに平野龍司総務委員長、登壇にて報告を願います。

No.63 ○総務委員長(平野龍司議員)

議長よりご指名がありましたので、総務委員会に付託されました案件につきまして、審査内容と結果についてご報告いたします。

去る3月 13 日午前 10 時より、全委員と市長以下関係職員の出席のもと委員会を開催し、議案の審査を行い、全案件を原案のとおり可決すべきものと決しましたので、ご報告いたします。

以下、議案に従って審査経過を申し上げます。

初めに、議案第 13 号 豊明市総合計画条例の制定についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入り、主な答弁として、今回の条例制定については、基本的に従来と同じ考え方に基づいて策定するもので、市の最上位計画として基本的な骨格を定めたもので、各分野計画との整合性を持つとして定めておく必要がある。

基本構想のみを議会に諮ることは、従来どおり同じスタンスで考えている等の答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

主な討論は、総合計画は 10 年ごとのまちづくりの指針となる重要な計画です。第5次総合計画の骨格となる策定基本方針を十分に精査し、これからの豊明市の目指す方向性を具体的に示していただきたい。総合計画の策定の過程から、市民の皆さんの協力を得て、これからの市政をどのようにすべきか、市民とともに考える必要がある。第4次総合計画を策定したときの経験を生かし、市民の声を反映させるようにしていただきたいとの討論がありました。

討論を終結し採決に入り、議案第 13 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 16 号 豊明市情報公開条例の一部改正について及び、議案第 17 号 災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対する災害派遣手当に関する条例の一部改正について、議案第 18 号 豊明市行政改革推進委員会設置条例の一部改正について、議案第 19 号 豊明市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する

条例の一部改正についての4議案については、理事者の説明の後、質疑に入りましたが、いずれも質疑・討論はなく、採決の結果、4議案とも全て原案のとおり全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号 豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入り、主な答弁として、巡回支援専門員については、臨床心理士を予定しており、月に一度、どんぐり学園を基点として、発達障がいとの関係で全保育園を対象に、保育士の指導、保護者への相談を含めて巡回する等の答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第20号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号 豊明市税条例の一部改正について及び議案第22号 豊明市手数料徴収条例の一部改正についての2議案については、理事者の説明の後、質疑に入りましたが、質疑、討論はなく、両議案とも、採決の結果、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第32号 平成24年度豊明市一般会計補正予算(第5号)についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入り、主な答弁は、固定資産評価業務の減額については、24年から26年の3カ年行うもので、2年目、3年目を同一業者で行うため、非常に安価で落札できた結果の減額である。

環境整備事業の中京競馬場からの寄附金の減額については、売り上げによって大きく左右されることで、1,452万円の減額となった。

行革審の報酬の減額については、当初、8回の開催を予定していたが、7月の1回だけであったため等の答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第32号のうち本委員会所管部分については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第35号 平成24年度豊明市土地取得特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたしました。

理事者の説明を省略し、質疑に入りましたが、質疑、討論はなく、採決の結果、議案第35号については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で総務委員会に付託されました案件の審査内容と結果についての報告を終わります。

No.64 ○議長(安井 明議員)

ご苦労さまでした。

続いて一色美智子福祉文教委員長、登壇にて報告を願います。

No.65 ○福祉文教委員長(一色美智子議員)

議長よりご指名がありましたので、福祉文教委員会に付託されました議案の審査内容と結果についてご報告をいたします。

去る3月14日午前10時より、委員と市長並びに関係職員出席のもと委員会を開催いたしました。

初めに、議案第14号 豊明市スポーツ推進計画審議会設置条例の制定についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑に対する主な答弁は、次のとおりです。

豊明市スポーツ推進計画の策定委員の中に、公募の委員さんも入ってみえますので、その方をそのままお願いしたいと考えております。

スポーツの対象は、保育園児からお年寄りの方まで考えております。

審議会の委員で直接スポーツを指導されている方は3名です等の答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

討論の主な内容は、これは大事なことをうたってあるわけですからしっかりと実践していただきたい。本当だったら反対と言いたいところですけど、そうも言えませんので賛成はします。今後の動きを見させていただきます等の討論がありました。

討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、議案第14号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第15号 豊明市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑に対する主な答弁は、次のとおりです。

新型インフルエンザ等対策本部の本部長には、市長を想定しております。

県のほうがまず行動計画を策定して、それに基づいて策定となります。

委任条項は、インフルエンザの流行時というのは、大変緊急性が高いときになりますので、本部長が口頭で定めるということになる等の答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

討論はなく、採決の結果、議案第15号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第23号 豊明市立視聴覚ライブラリー条例の一部改正についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りましたが、質疑はなく討論に入りました。

討論もなく、採決の結果、議案第23号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 24 号 豊明市福祉体育館条例の一部改正についてと、議案第 25 号 豊明市体育施設条例の一部改正についてを一括議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑に対する主な答弁は、次のとおりです。

この指定管理者制度は、26 年度の導入を想定しております。

福祉体育館については、清掃は一括で委託に出したいと思っております。

指定管理については、業者のメリットも最大限に発揮できるような年数、期間というのを、5年以内というふうに条例で定めておりますが、その辺を検討して今後進めていきたい。

指定管理がうまくいっているかどうかというのは、施設を利用している利用者にアンケートをとって、状況を確認していきたいと考えております等の答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

討論は、議案第 24 号、議案第 25 号一括で行いました。

主な討論の内容は、指定管理の導入に当たっては、さまざま慎重にお願いをしたい。1年かけてしっかりと検討をしていただきたい。

福祉体育館だけでなく、利用者のニーズに柔軟に对应していけるためにも、こういった指定管理者というのは、1つの手法として歓迎するべきだと思います等の討論がありました。

討論を終結して議案ごとに採決を行いました。

採決の結果、議案第 24 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 25 号も全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 26 号 豊明市心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑に対する主な答弁は、次のとおりです。

文言を新たに変えるということについては、法律どおり引用する必要がありますので、今回の改正では難しいと考えております等の答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

討論はなく、採決に入りました。

採決の結果、議案第 26 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 27 号 豊明市障害者自立支援法施行条例の一部改正についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑はなく、討論に入りました。

討論もなく、採決に入りました。

採決の結果、議案第 27 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第32号 平成24年度豊明市一般会計補正予算(第5号)のうち、本委員会所管部分についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑に対する答弁は、次のとおりです。

放課後子ども教室については、最初、豊明小学校の開校を9月ごろに見込んでおりましたが、学校と協議が整わず、4月に特別支援学級を新設することになり、予定していた教室が使えなくなったということです等の答弁がありました。

質疑を終結して討論に入りました。

討論はなく、採決に入りました。

採決の結果、議案第32号のうち本委員会所管部分について、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第33号 平成24年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたしました。

理事者の説明を省略し、質疑に入りました。

質疑に対する主な答弁は、次のとおりです。

高額療養費について、具体的には何人増えた、幾ら増えたという計算で算定しておりませんとの答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

討論はなく、採決に入りました。

採決の結果、議案第33号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第38号 平成24年度豊明市介護保険特別会計補正予算(第3号)についてを議題といたしました。

理事者の説明を省略し、直ちに質疑に入りました。

質疑に対する主な答弁は、次のとおりです。

高齢者の増加に伴い認定者が増え、特に介護度の低い2、3の方の伸びが増えたということで、約2億円ほど伸びることになります。

毎年3億円ずつの給付費の増を見込んだ設定で保険料を設定しておりますとの答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

討論はなく、採決に入りました。

採決の結果、議案第38号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で福祉文教委員会に付託されました議案の審査経過と結果についての報告を終わります。

ご苦労さまでした。

続いて杉浦光男建設消防委員長、登壇にて報告を願います。

No.67 ○建設消防委員長(杉浦光男議員)

議長よりご指名をいただきましたので、建設消防委員会に付託されました議案の審査内容と結果についてご報告いたします。

去る平成 25 年 3 月 15 日午前 10 時より、全委員と市長並びに関係職員出席のもと委員会を開催し、全議案を原案のとおり可決すべきものと決しましたのでご報告いたします。

以下、議案に従って審査経過を申し上げます。

初めに、議案第 12 号 市道の路線認定についてを議題といたしました。

質疑に対する主な答弁は、今現在、6路線について舗装までの整備はまだ考えていません。

栄 229 号については、所管が都市計画課により用地買収、道路整備をするものであります。

質疑を終結し討論に入りました。

討論はなく、採決の結果、議案第 12 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 28 号 豊明市道路占用料条例の一部改正についてを議題といたしました。

質疑に対する主な答弁は、占用料の額は、道路の価格掛ける使用料率掛ける占用面積によって算出されておりますとありました。

質疑を終結し討論に入りました。

討論はなく、採決の結果、議案第 28 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 29 号 豊明市前後駅前広場管理条例の一部改正について、議案第 30 号 豊明市公共用物の管理に関する条例の一部改正について、議案第 31 号 豊明市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、この3議案ともに理事者の説明の後、質疑に入りましたが、質疑はなく、討論に入りました。

討論もなく、採決の結果、議案第 29 号、議案第 30 号、議案第 31 号、この3議案は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 32 号 平成 24 年度豊明市一般会計補正予算(第5号)のうち、本委員会所管部分についてを議題といたしました。

質疑に対する主な答弁は、大原南池について、流域貯留浸透事業ということで河川事業ではないことを指摘され、5,500 万円の補助率の3分の1になったということです。

東部知多衛生組合負担金の 2,400 万円の減は、工事請負契約残による整理ということ

です。

有機循環消耗品費 120 万円ほどの減額は、協力率自体は大きく下がってはおりませんので、やはり当初の見込みの甘い部分があったというふうに思っています。

ひまわりバス 11 月予定を1月に改正時期を延長したというのは、たくさんの意見を集約するために延長させていただきました。

消防団員の健康診断委託料 21 万 2,000 円の減は、40 名程度が予算上の見込みですが、実際は 28 名でした。

団員 181 名で 28 名が受けている状況なので、今後、春、秋の2回を検討していきたいと思えますとありました。

質疑を終結し討論に入りました。

生ごみの関係で、当初の生ごみ用の袋の見込みが甘かったというところに落ち着きましたが、必要な枚数を見込んでやっていただきたい。

大原池公園の造成工事の件ですが、国庫補助の関係で多少の前倒しは、その辺は納得します。予算の執行として、少なくとも残ったのでついでにやってしまうということについては、等がありました。

採決の結果、議案第 32 号のうち本委員会所管部分については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 34 号 平成 24 年度豊明市下水道事業特別会計補正予算(第4号)について、議案第 36 号 平成 24 年度豊明市農村集落家庭排水施設特別会計補正予算(第2号)について、議案第 37 号 平成 24 年度豊明市有料駐車場特別会計補正予算(第1号)について、この3議案ともに理事者の説明を省略し、直ちに質疑に入りましたが、質疑はなく、討論に入りました。

討論もなく、採決の結果、議案第 34 号、議案第 36 号、議案第 37 号は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で建設消防委員会に付託されました議案の審査経過と結果の報告を終わります。

No.68 ○議長(安井 明議員)

ご苦労さまでした。

以上で委員長報告を終わります。

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.69 ○議長(安井 明議員)

以上で委員長報告に対する質疑を終結し、討論・採決に入ります。

初めに、議案第 12 号については討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第 12 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.70 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 12 号は委員長報告のとおり可決されました。続いて、議案第 13 号については討論の通告がありますので、発言を許可いたします。早川直彦議員。

No.71 ○11番(早川直彦議員)

議案第 13 号 豊明市総合計画条例の制定について、賛成の立場で討論いたします。総合計画は、10 年ごとのまちづくりの指針となるものです。

また、各施策は総合計画をもとに実施されることから、重要な計画となります。

第5次総合計画の骨格となる策定基本方針を十分に精査し、これからの豊明市の目指す方向性を具体的に示していただきたいと思えます。

また、総合計画の策定の過程から市民の皆さんに協力していただき、これからの市政をどのようにすべきか、行政とともに考える必要があります。

第4次総合計画を策定したときの経験を生かし、さらに市民の皆さんの声を反映させるようにしていただきたいと思えます。

この総合計画には、豊明市の将来の夢を描くことも当然必要ではありますが、今後の 10 年で確実に実現できる総合計画を立てる必要があります。

これからの投資的経費、また施設、道路、下水などの維持、管理、補修など、多額な費用がかかることが明確であります。

避けて通ることができない問題に対しても、総合計画の中に盛り込み、豊明市は長寿命化をどのようにしていくのか、明確に示していただきたいことを要望いたします。

以上で賛成討論を終わります。

No.72 ○議長(安井 明議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

議案第 13 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.73 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 13 号は委員長報告のとおり可決されました。続いて、議案第 14 号については討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第 14 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.74 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 14 号は委員長報告のとおり可決されました。続いて、議案第 15 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。議案第 15 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.75 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 15 号は委員長報告のとおり可決されました。続いて、議案第 16 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。議案第 16 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.76 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 16 号は委員長報告のとおり可決されました。続いて、議案第 17 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。議案第 17 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.77 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 17 号は委員長報告のとおり可決されました。続いて、議案第 18 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。議案第 18 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.78 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 18 号は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、議案第 19 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。
議案第 19 号に係る委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.79 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 19 号は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、議案第 20 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。
議案第 20 号に係る委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.80 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 20 号は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、議案第 21 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。
議案第 21 号に係る委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.81 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 21 号は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、議案第 22 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。
議案第 22 号に係る委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.82 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 22 号は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、議案第 23 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。
議案第 23 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.83 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 23 号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 24 号については討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

初めに、前山美恵子議員。

No.84 ○19番(前山美恵子議員)

議案第 24 号 福祉体育館条例の一部改正について、反対の討論をいたします。

福祉体育館に指定管理者を導入するための一部改正ですが、市民の税金でつくった施設を、公共性を持たない営利を目的とする民間企業に任せて代行させる制度であります。

指定管理者は、ここの運営費も税金と利用料で賄われることとなり、そこでもうけを上げたら株主に配当さえもできるというものであり、もうけが上がらなかつたら撤退もあり得るものであります。このような場合、住民へのサービスは後退を招くこととなります。

もともと指定管理者制度を導入する目的は、サービス向上やコスト削減を狙っており、直営で行うよりも経費を落として指定管理者に委託することになります。

そうなれば、この条例では指定管理者で働く職員の待遇などが記されていないこともあり、指定管理者の職員は低賃金で働かされることにもなります。

また、これまで公務員で担われてきた事業が民間に移るのですから、公共部門のノウハウも民間に移ってしまうこととなります。やっぱり市施設の管理運営は直営が当然であります。

なお、ここで福祉体育館が事業仕分けに諮られたときのことを考えてみますと、仕分けの結果は、市実施、規模見直しであったものが、なぜ指定管理者が導入されることになったのでしょうか。

7月の経営戦略会議に諮られたときに導入の方向性が示され、9月末の事業仕分けでは結果が市実施となっても、その半月後の教育委員会では、指定管理者導入案が示され、議会に諮られることとなりました。実に不可解な思いであります。

さて、指定管理者導入の動機は、サービス向上と経費節減であります。当然、委託費のほとんどが人件費ですから、現在よりも経費節減することになれば、指定管理者で働く職員は、例えば責任者が正規職員であっても、後は非正規職員ばかりということも考えられます。

これで市民サービス向上になるのか疑わしく、とても賛成できるものではありませんので、反対といたします。

No.85 ○議長(安井 明議員)

続いて、藤江真理子議員。

No.86 ○6番(藤江真理子議員)

議案第 24 号 豊明市福祉体育館条例の一部改正について、次の議案第 25 号と重複する部分がありますので、討論は賛成の立場でまとめてさせていただきます。

この議案第 24 号は、福祉体育館において、指定管理者が管理をするに当たって必要となる事項が盛り込まれた条例の一部改正です。

その中の第 12 条で、指定管理者が行う業務の範囲として、施設の維持管理及び運営に関する業務などが書かれております。

福祉体育館は、老人福祉センターや児童館といった複合施設になっております。その中で施設の管理や維持、運営をしていくためには、明確なすみ分けや、今後の将来の方向性をきちんと示していくことが、まず求められます。

あと、参考までに、総務省が出している資料によりますと、平成 24 年 4 月 1 日現在において、指定管理者制度を導入している施設は、全国で 7 万 3,000 施設を超えている一方で、指定の取り消しなどは 2,400 施設を超え、その数は増加傾向にあるようです。

導入施設の種別を見てもみますと、スポーツや体育施設での指定管理者導入は高い割合になっております。

幸い、先進事例が豊富にありまして、その実態と制度の運用の問題点もいろいろ明らかになっているため、今後、指定管理の応募や選定をしていく前に、よく調査研究をなされていくものと理解しております。

あと、条例の第 13 条で利用料について書かれております。指定管理者のモチベーションを維持向上させる、つまり、利用料金収入が増加するほど指定管理者の収入増につながるようにすることも必要だと思います。

なぜなら、長い目で見たとき、指定管理者への応募数が減少すれば、それだけ限られた選択肢の中で選定を余儀なくされ、ある程度妥協して指定管理者を選定するか、場合によっては、指定管理者不在により施設の運営を自治体の直営に戻すかとなってしまいうからです。

もし、このような状況になれば、指定管理者制度導入後、自治体が引き続きこの施設の管理運営に必要な人員とノウハウを維持していくのは難しくなると考えられ、市民へのマイナス影響も大きく生じてしまうからです。

新しいこうした制度を導入する際には、いろいろなリスクがもちろんあるわけで、当然、不安もあります。

豊明市スポーツ推進計画策定に先立ち、昨年 9 月に行われたスポーツに関する市民アンケートで、1,300 人を超える回答者の中に、公共スポーツ施設の満足度を問う設問があ

りました。

そこで「満足している」と答えた人は2割程度と低く、「不満である」は30%強となっています。

これだけ市民ニーズが多様化し、市民の健康維持増進に寄与するスポーツ施設、また、このスポーツ推進計画の重点プロジェクトの1番目に、総合型地域スポーツクラブの創設が上がっています。新しい公共を担うこうした地域コミュニティの拠点としても、この施設の役割も期待されます。

サービスの向上を目指しながら、民間の力、また市民の力を最大限引き出していけるか否かは、施設設置者である行政の手腕にかかっていると思います。

先ほど触れた市民アンケートの中で、スポーツに関する広報や情報提供を、「もっと行ってほしい」と答えた人が5割以上いることから、この制度導入の際には、継続的な情報公開を通じて、福祉体育館を始めとする体育施設など公の施設を、誰がどのように運営しているか、住民に対する説明責任を果たすことで、制度運用の透明性を確保することが重要です。

長々と述べましたが、26年度導入を目指しているとのことですが、最終的には、議会において指定管理者の指定が議決された後に、自治体と指定管理者の間で協定が締結されていくと思いますが、選定するときから、福祉体育館を始めとする体育スポーツ施設の機能として、多くの市民が求めていることは何かということを一に考えて進めていってほしいとお願いし、賛成討論を終わります。

No.87 ○議長(安井 明議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

議案第24号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.88 ○議長(安井 明議員)

賛成多数であります。よって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第25号についても討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

初めに、前山美恵子議員。

No.89 ○19番(前山美恵子議員)

議案第25号 体育施設条例の一部改正について、反対の討論をいたします。

第24号と同じ指定管理者導入のための一部改正であります。ここでは、体育施設に

ついて管理運営に指定管理者を導入するものの条例であります。

委員会でも質問がありましたが、市民がスポーツをする施設は、ここに記載されている施設だけではありません。学校のグラウンドや体育館などは、スポーツ開放により一般市民が利用していますが、この管理は学校が行っていることから、指定管理者の対象とはならないのではないのでしょうか。

しかし現在、市民の学校施設を利用する手続は、便宜上、スポーツ係が受けています。しかし指定管理者になれば当然、条例上も記されていないことから、手続は受けられないということになってしまいます。このような矛盾が、市民サービス低下をもたらすことは確かであります。

さて、他市では、指定管理者のもののスポーツ施設での事故で損害賠償問題が発生したとき、市民が苦い思いをした経験を聞きました。直営であればスムーズにいくものが、こじれるケースも想定をされます。

以上のことを考えますと、体育施設の指定管理者導入が、市民にとって必ずしもサービス向上につながらないと考えますので、反対いたします。

No.90 ○議長(安井 明議員)

続いて、藤江真理子議員。

No.91 ○6番(藤江真理子議員)

議案第 25 号は先ほどの第 24 号と重複しますので、討論は控えさせていただきます。

No.92 ○議長(安井 明議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

議案第 25 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.93 ○議長(安井 明議員)

賛成多数であります。よって、議案第 25 号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 26 号については討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第 26 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.94 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 26 号は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、議案第 27 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。
議案第 27 号に係る委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

No.95 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 27 号は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、議案第 28 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。
議案第 28 号に係る委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

No.96 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 28 号は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、議案第 29 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。
議案第 29 号に係る委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

No.97 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 29 号は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、議案第 30 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。
議案第 30 号に係る委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

No.98 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 30 号は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、議案第 31 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。
議案第 31 号に係る委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

No.99 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 31 号は委員長報告のとおり可決されました。続いて、議案第 32 号については討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

初めに、早川直彦議員。

No.100 ○11番(早川直彦議員)

議案第 32 号 豊明市一般会計補正予算(第5号)について、賛成の立場で討論いたします。

今回の補正予算について、次の点についてはさらなる改善を求めます。

大原公園整備事業についてですが、1,840 万の補正減、まあ入札残となっておりますが、約 700 万から 800 万円分については、地域の要望を受けて工事を追加しました。建設消防委員会での説明では、地域の要望を取り入れることができ、公園施設が充実されたということでした。

今回の件は、国の意向もあり実施したことでありますが、多くの工事で変更工事が実施されれば、せつかくの入札の効果があらわれなくなる可能性もあります。

石川市長は、みずから財源を生み出すということで入札改革に取り組んでおります。

今後、大きな額で工事変更になる場合の対応の仕方や、工事変更の報告のあり方など、十分に考えていただきたいと思えます。

生ごみ減量事業委託についてですが、123 万 8,000 円の補正減となっています。袋の在庫枚数を精査しての補正減をしたものと理解はしますが、しかし補正減の額が大きいので、当初の積算が甘かったのか、協力率が低下したのかとも考えることもできます。

積算が甘ければ、在庫で持っている有効期限のあるごみ袋が無駄になってしまいます。

過去の実績を踏まえ、適切な枚数のごみ袋を把握して管理するようにはしていただきたいと思えます。

木造住宅耐震診断委託料 292 万 5,000 円の減、住宅・建築物安全ストック形成事業補助金 630 万円の減については、見込みよりも利用者が少ないことが原因であります。

市民の皆さんの安全・安心な住宅を実現するためにも、耐震診断の実施率の向上や、耐震診断の必要な住宅について耐震工事の推進を進めていただきたいと思えます。

以上のことを要望し、賛成の討論を終わります。

No.101 ○議長(安井 明議員)

続いて、近藤恵子議員。

No.102 ○5番(近藤恵子議員)

平成 24 年度豊明市一般会計補正予算(第5号)について、賛成の立場で討論いたします。

今回は、執行残とか契約残、そして価格の確定などによるものが主なものでありましたけれども、この中で河川改修費の部分において、やはり当初における国庫支出金の見込みが違っていたというところ、この件に関しましては、25 年度の一般会計の予算のときにおいても、当初の市庁舎の耐震の補助率の積算の違いなども指摘されておりましたが、今後、財政運営が難しくなる中で、そういったところのチェックがしっかりされることを望みます。

また、先ほど早川議員も言われましたけれども、大原公園の整備の事業における工事の件なんですけれども、おそらくこれは県の関係、国の関係で難しいと思いますけれども、どこかで報告のできるタイミングを今後、見つけていただけたらと思い、その思いを一言つけ加えさせていただきます、賛成の討論といたします。

No.103 ○議長(安井 明議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

議案第 32 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.104 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 32 号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 33 号については討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第 33 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.105 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 33 号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 34 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第 34 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.106 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 34 号は委員長報告のとおり可決されました。続いて、議案第 35 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。議案第 35 号に係る委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

No.107 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 35 号は委員長報告のとおり可決されました。続いて、議案第 36 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。議案第 36 号に係る委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

No.108 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 36 号は委員長報告のとおり可決されました。続いて、議案第 37 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。議案第 37 号に係る委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

No.109 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 37 号は委員長報告のとおり可決されました。続いて、議案第 38 号については討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。
初めに、前山美恵子議員。

No.110 ○19番(前山美恵子議員)

議案第 38 号 介護保険特別会計補正予算について、賛成ではありますが、一言申し上げます。
今回、2億円以上の増額補正となりました。その要因が、居宅サービスが伸びていること、特に要介護2、3の人のサービスの利用が伸びているとのことであります。高齢化の進展に伴ってサービスが増えるのは当然でありましょう。
その陰で、今年度から第5期事業計画が始まり、訪問介護の生活援助サービスの時間短縮による影響を受けて、前よりもサービスを落とした高齢者が存在していることがわかり

ました。

この方たちが、生活上の困難や支障を来しているということも考えられることから、調査が必要ではないかと考えます。

その点についてここに求めておきますので、よろしくお願いをいたします。

No.111 ○議長(安井 明議員)

続いて、近藤恵子議員。

No.112 ○5番(近藤恵子議員)

同じく、介護保険特別会計補正予算につきまして賛成の立場で討論いたします。

質疑のときにも申し上げましたけれども、計画よりも給付費が1億 6,000 万円ほど増えております。

実際にこの介護保険の中でそのお金がどこにくるかという、4分の1ほどが介護保険の中での負担になるということですのでけれども、その理由が、先ほど前山議員も言われたとおり、居宅サービスの伸びということで、今、次の計画が進んでいく中で、こういった現状を踏まえて、次期の介護保険の計画に対して十分準備していただくようお願い申し上げて、賛成といたします。

No.113 ○議長(安井 明議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

議案第 38 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.114 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 38 号は委員長報告のとおり可決されました。

以上で日程4を終わります。

ここで、議事の都合により暫時休憩といたします。

午後8時19分休憩

午後8時48分再開

No.115 ○議長(安井 明議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

休憩中に議会運営委員会が開催されておりますので、その結果を委員長より報告願

ます。

毛受明宏議会運営委員長。

No.116 ○議会運営委員長(毛受明宏議員)

議長よりご指名がありましたので、休憩中に開催いたしました議会運営委員会の審査結果についてご報告申し上げます。

お手元に配付されておりますとおり、議員提出議案第7号及び決議案第4号が提出されましたので、直ちに本日の日程に追加し、議題とすることといたしました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

No.117 ○議長(安井 明議員)

ご苦労さまでした。

お諮りいたします。お手元に配付をいたしましたとおり、議員より議員提出議案第7号が提出されておりますので、直ちに日程に追加し、議題といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.118 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第7号を直ちに日程に追加し、議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

早川直彦議員、登壇にて説明願います。

No.119 ○11番(早川直彦議員)

それでは、議員提出議案第7号 豊明市議会政務活動費の交付に関する条例の特例を定める条例について、提案説明させていただきます。

この案を提出するのは、政務活動費削減を豊明市の財源確保の一助とするため、条例を定める必要があるからです。

国家公務員の給与削減に伴い、地方公務員についても、速やかに国に準じて給与削減の措置を講ずるように要請されています。

新藤総務大臣からも、本議長宛てに平成25年1月28日に協力依頼の書面が届けられています。

職員給与削減に、この3月議会でもその方向性が示されたところでもあり、今後、市議会議員についても、一定の俸給削減が行われる可能性があります。議会みずから範を示し、削減を行うものであります。

ページをおめくりください。

交付額の特例であります、削減率を100分の50、額でいうと1人年間15万円を7万5,000円とします。

削減は、平成25年4月1日から平成27年3月31日の2年間とします。

本条例が可決されることで、削減額は議員20名で2年間で300万となります。

なお、改選の年となる平成27年につきましては、申し合わせにより、4月分の政務活動費の交付申請はしないとなっておりますので、平成27年3月31日までとしました。

附則として、平成25年4月1日から施行します。

議員全員のご賛同をお願いし、提案説明といたします。

No.120 ○議長(安井 明議員)

ご苦労さまでした。

提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

No.121 ○議長(安井 明議員)

前山美恵子議員。

No.122 ○19番(前山美恵子議員)

提案理由で、一定の公務員の給与削減で、我々議員もみずから範を示すべきだということで削減提案が出されました。

そうしますと、政務活動費というのは、給与というか、報酬と同じというふうで提案者のほうはお考えなんでしょうか。

それから、これは2年間に限ってということなんですけれども、私は理由についてはちょっと聞き逃してしまったものですから、もう一度、なぜ2年間に限定をしたのか、その点についてお聞かせください。

No.123 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

山盛左千江議員。

No.124 ○12番(山盛左千江議員)

では、ただいまの前山議員の質問にお答えいたします。

これは補助金でありますので、報酬とか職員の給与ということとは、また別物でありま

す。少しでも削減するという、私たちが手元に入るお金を少なくしようという、そういう気持ちであります。

(発言する者あり)

No.125 ○12番(山盛左千江議員)

何ですか。

交付額を下げようというものであります。

それからもう一つ、何か議員がいろいろ発言されるものですから、すみません、質問の内容が今、ちょっと飛んでしまいましたが、もう一度よろしく願いいたします。

No.126 ○議長(安井 明議員)

前山美恵子議員。

No.127 ○19番(前山美恵子議員)

2年間にした理由。

No.128 ○12番(山盛左千江議員)

いいですか。

No.129 ○議長(安井 明議員)

答弁を続けてください。

No.130 ○12番(山盛左千江議員)

2年間にした理由は、私たちはこれをつくるときに、本条例の15万円の減額も実は検討いたしましたが、年間15万円という金額は、県内、近隣を見ましても、さほど多いほうではありませんので、15万というのはそのまま残し、2分の1と削減することにいたしました。

次期改選によって新しい議員さんが誕生され、その中で交付額15万円が妥当かどうか、また、ご協議いただければというような考えのもとで、今回は2分の1というふうに決めました。

以上です。

No.131 ○議長(安井 明議員)

ほかにございませんか。

前山美恵子議員。

No.132 ○19番(前山美恵子議員)

補助金ということで、もともと政務活動費は我々議員の調査活動を保障するものということで、補助金とか報酬とか、それとは別物であるというふうに、これは提案者のほうも、それはご承知のことだと思いますが、そういう性格のものを、我々が我々の任期の間だけ、これは削減をするという意味では、多少矛盾があるかなというふうに。

そういうものであるなら、本当に根拠があって、自分たちがこれは削減すべきだということなら、これは2年間ということに限るべきではないというふうに思うんですけども、その点について聞かせてください。

No.133 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

山盛左千江議員。

No.134 ○12番(山盛左千江議員)

私たちは、2年間で妥当だろうと、まずもって2年間というふうに考えました。

それから、他市においても、こういう特例を定める条例ではなくて、政務活動費条例の中の附則の中に、特例というふうに設けて減額するというような条例は全国でたくさんございますので、私たちだけのこの考え方が異例ではないと、全国的にそういう傾向があるというふうに理解しております。

以上です。

No.135 ○議長(安井 明議員)

ほかにございませんか。

(発言する者なし)

No.136 ○議長(安井 明議員)

以上で議員提出議案第7号に対する質疑を終結いたします。

本案は議員提出議案でありますので委員会付託を省略し、直ちに討論・採決に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

前山美恵子議員。

No.137 ○19番(前山美恵子議員)

反対の討論をいたします。

私も質問の中でも申し上げましたように、政務活動費というのは、議員が調査活動をす

る、本当に心の栄養にする財源だというふうに思っております。

私も1期目、2期目のときは、さまざまなことを知らないものですから、いろんなところへ視察に行きました。その当時は12万円だったと思うんですけども、そのときは本当に足りないぐらい勉強をしました。それは、やっぱり必要とされていたからであります。

政務活動費は、減らさなくても、余ったらこれは返すべきものですので、わざわざ狭めることはないということを思います。

15万円で必要ではないかなというふうに思いますので、この提案については反対といたします。

No.138 ○議長(安井 明議員)

ほかにございませんか。

藤江真理子議員。

No.139 ○6番(藤江真理子議員)

議員提出議案第7号について、賛成の立場で討論いたします。

先ほどの提案説明にもありましたが、議会みずから範を示して削減を行う姿勢、それを示していく必要があると私は強く感じております。

削減率について100分の50、半分の7万5,000円にすることについては、昨年度、平成23年度の各会派の政務調査費の収支報告書で1人当たりの残額を見ていきますと、全て使い切っている議員もあれば、7万円近く残している議員もとさまざまです。

調査研究にこの額で不足する場合は、報酬から出せばいいと私は考えています。

あと、時代の流れで、いろんな市民が求める議員像も変化してきております。

今、私たちは過渡期にいると思っておりますけども、この提案の説明の中にありました残りの2年という任期で、その後は、その改選後の議員でまた議論して検討されていくという点についても賛同いたします。

あと、本市議会の議会費を見ましても、今期より委員会の会議録全文筆記や、議会だよりの発行回数が増えたり、開かれた議会の実現に向けて必要不可欠な事業で増額されております。みずから身を削り、市民の声に応じていくその姿勢を示すことが必要と考えます。

以上で私の賛成討論とします。

No.140 ○議長(安井 明議員)

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

No.141 ○議長(安井 明議員)

以上で討論を終結し採決に入ります。

議員提出議案第7号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.142 ○議長(安井 明議員)

賛成少数であります。よって、議員提出議案第7号は否決されました。

さらにお諮りいたします。お手元に配付をいたしましたとおり、議員より決議案第4号が提出されておりますので、直ちに日程に追加し、議題といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.143 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、決議案第4号を日程に追加し直ちに議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

堀田勝司議員、登壇にて説明願います。

No.144 ○18番(堀田勝司議員)

議長のお許しをいただきましたので、提案理由の説明をさせていただきます。

朗読をもって提案とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

決議案第4号。

市長の職権濫用問題及び農地法違反等に対する調査経費に関する決議。

豊明市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提案します。

平成25年3月22日

豊明市議会議長 安井 明殿

提出者 豊明市議会議員 堀田勝司

賛成者 豊明市議会議員 伊藤 清

市長の職権濫用問題及び農地法違反等に対する調査経費に関する決議

平成25年度における市長の職権濫用問題及び農地法違反等調査特別委員会の調査に要する経費は、200万円以内とする。

以上、決議する。

平成25年3月22日

愛知県豊明市議会

以上、議員全員の賛同をお願いいたします。

No.145 ○議長(安井 明議員)

ご苦労さまでした。

提案理由の説明は終わりました。

本案は決議案でありますので、質疑・委員会付託を省略し、直ちに討論・採決に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.146 ○議長(安井 明議員)

以上で討論を終結し採決に入ります。

決議案第4号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.147 ○議長(安井 明議員)

賛成多数であります。よって、決議案第4号は可決されました。

この際、お諮りいたします。今定例月議会において議決されました事項につきましては、豊明市議会会議規則第43条の規定により、その条項、字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、その取り扱いを議長に委任願いたいと思っておりますが、それにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.148 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、議長に委任と決しました。

以上で今3月定例月議会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

ここで、お諮りいたします。明3月23日から4月29日までの38日間を休会といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.149 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、明3月23日から4月29日までの38日間を休会とすることに決しました。

市長より挨拶を願います。

石川市長。

No.150 ○市長(石川英明君)

平成 25 年3月定例月議会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、長時間にわたってのご審議、大変お疲れさまでした。

本定例月議会に提案させていただきました議案の中で、議案第1号を撤回の上、再提出いたしました議案第39号を始め、その他の議案につきまして慎重審議の上、可決いただきまして、本当にありがとうございました。

また、議案審議を通じまして、たくさんのご意見やご提言をいただくことができました。

特に市の将来的な財源の問題、市民負担の軽減の是非、行政への市民参画などについて議論する中で、数多くの課題を発見することができました。

それらの事項につきましては、今後の市政運営の中で検討、活用させていただきたいと思っております。

さて、私にとりましては、市長就任以来、2度目の当初予算編成でありました。

市財政を取り巻く環境は依然として厳しい中ではございますが、平成 24 年度の改革元年からの政策を引き続き実施するための予算構成とし、でき得る限りの市民負担の軽減と教育の充実、また防災、安全、高齢者、障がい者の方々に配慮した予算となっております。

今議会におきましては、昨年に引き続き、予算特別委員会を設置して、当初予算についてご審議をいただいたところでございます。

先ほど申し上げたように、財政状況などの課題について時間を割いてご議論をいただき、議員各位の賛同をいただくことができました。まことにありがとうございました。

今後も、少子高齢社会がますます進んでいく中で、公共施設の長寿命化などにより、財源負担の増大が懸念されているところであります。

このような社会変化に対処するため、将来予測を的確に行い、効率的かつ合理的な小さな政府を目指しながら、市民の皆様にご満足していただけるような予算の執行に努めてまいりたいと考えております。

ただいま、お認めをいただきました平成 25 年度当初予算につきましては、今後、迅速かつ効果的な執行を通じまして、市民の皆様のご期待に応えてまいりたいと考えております。

いよいよ来月からは新年度が始まります。別れの季節であった3月から、出会いの季節である4月に移り、市役所も 24 名の職員を迎え、新たな気持ちでスタートをいたします。

こうした中、豊明らしさを際立たせるオンリーワン施策としての在宅医療制度の拡充や、ポテンシャルを生かした新エネルギー政策等々の事業を積極的に進めていきたいと考えております。

終わりに、議員各位の新年度のご活躍を祈念いたしますとともに、今後とも市政に格段のご理解とご支援賜りますようお願いを申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。

す。

どうもありがとうございました。

No.151 ○議長(安井 明議員)

ご苦労さまでした。

長期間にわたるご審議、まことにご苦労さまでした。

本日は、これにて散会いたします。

午後9時10分散会

